

『公害補償・大気汚染医療費助成システム開発委
託』仕様書

令和7年6月 北区

1. 件名

公害補償・大気汚染医療費助成システム開発委託

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

3. 履行場所

区指定場所 北区健康政策課公害保健係指定場所

4. 目的

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく事務及び大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(東京都条例)に基づく事務を安定的、効率的に実施するため本システムを導入する。

5. 業務内容

北区は受託者が開発した、公害補償・大気汚染医療費助成システム(以下「公害補償システム」という)を購入し、受託者は北区の機能要件(別紙1のとおり)に合わせ、改修し導入する。なお、システム操作を行う職員は15人(レセプト点検委託者を含む)、取扱い対象者は、公害健康被害認定患者約700人、大気汚染医療費助成対象者約1100人とする。

5.1. 構築スケジュール予定

令和7年10月～	導入計画、現行フロー分析
令和7年10月～12月	仕様確認、要件定義
令和7年11月～令和8年1月	基本設計
令和令和8年1月～令和8年3月	詳細設計・開発
令和8年3月	テスト、研修導入フォロー、旧システムとの平行稼働、最終確認

5.2. 事前作業

ア 要件定義及びプログラムの設計

受託者は、北区が現在行っている業務ごとに、処理内容、作業手順、出力帳票等を確認し、北区業務担当者と綿密な調整を行い双方合意のうえ構築を行うこと。

イ 受託者は、現状の調査分析を行った上、システム構成及びスペック等を検討し、本構築のためのプログラムを設計すること。

ウ 旧システムからのデータ移行

5.3. 環境構築・システム開発(詳細設計、プログラム開発、単体テスト、総合テスト)

【環境構築】

要件に基づいたサーバー等のハードウェア(サーバー保守 5 年を含む)・ミドルウェアを用意し、北区の指定する場所にサーバーを設置すること。

【詳細設計】

開発箇所に関して詳細設計を実施し、文書を残すこと。詳細設計書に記述する内容に関しては、今後システムの維持を行ううえで必要となる情報を残すものとし、詳細は北との打合せにより決定する。

【プログラム開発】

「詳細設計」の内容に従って、プログラムを開発する。プログラム開発においては、受託者内レビューを実施し、十分な品質を確保すること。

【単体テスト】

単体テストは、事業者において実施するものとする。単体テストの結果については、北区に報告し、北区の承認を得るものとする。尚、パッケージを基に提案する場合、パッケージ標準の機能に関しては単体テストを行わなくても良いものとする。

【総合テスト】

総合テストは、事業者及び北区において実施・検証するものとする。

5.4. 納入成果物

受託者は、契約締結後、業務計画書及び担当者一覧を作成し業務着手前に北区に提出すること。また成果物は以下のとおりとする。各成果物については、システム構築の段階ごとに北区と協議のうえ、プロジェクト計画書に記載し、その期限までに提出すること。

ア 業務計画書

以下の項目を記載する。

- ① 履行内容、履行場所、履行期限、担当者と連絡先、再委託の有無
- ② 関係法令と業務で対応する内容
- ③ 履行に資格・経験が必要なもの
- ④ 工程表若しくは期日を記した行程計画
- ⑤ 緊急時(災害時)連絡先、連絡網
- ⑥ 災害時等の対応方針
- ⑦ 研修計画
- ⑧ その他、監督者と受託者で業務上必要と判断した内容

イ システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表

ウ プロジェクト計画書・作業スケジュール

プロジェクトの目的や実施方針、プロジェクト体制図、プロジェクト構成員の役割、対応相手表、役割分担とマスタスケジュール、会議体、ドキュメント管理・課題管理方法等について記載すること。

エ システムパッケージ

オ 開発プログラム

ただし本契約以前から受託者が著作権を有していた部分を除くプログラムとする。

カ 仕様書、設計書、定義書

本調達に係る基本設計や詳細設計を作成する。パッケージを利用して実装する場合は、北区向けに新規開発した部分の内容を残せばよいものとする。なお基本設計には以下の内容を含むものとする。

- ・システム概要(前提条件 等)
- ・システム概念図(パッケージ構成 等)
- ・入力設計(画面一覧、画面レイアウト、画面設計 等)
- ・出力設計(帳票一覧、帳票レイアウト、帳票設計 等)

キ テスト結果報告書

本調達に係る単体テストや総合テスト関連の資料を作成する。ただし、パッケージを利用して実装する場合は、北区向けに新規で追加・開発した部分の内容を残せばよいものとし、以下の内容を含むものとする。

- ・総合テスト計画書
- ・総合テスト結果報告書

ク 操作研修資料

操作マニュアル、システム運用者マニュアル、サーバー管理者マニュアル、操作研修用テキストを作成する。

ケ 会議録及び打合せに関する資料

コ その他

業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項の規定に基づき、北区より提出依頼のあった文書は速やかに提出すること。

5.5. 定期的な打合せ

システム開発までの間の定例ミーティング、打合せ等の場所は原則として北区庁舎内とし、会議室はその都度北区が準備する。必要に応じて WEB 会議も可とするが、ホストは受託者とする。受託者は、北区が行う定期的な業務内容に関する打ち合わせに参加すること。また打ち合わせで必要な資料を作成し、会議録を打ち合わせ終了後原則 3 営業日以内に北へ提出すること。

5.6. 旧システムからのデータ移行

受託者は、北区立ち合いのもと、旧システムの保守会社との打合せに参加し、円滑にデータ移行を進めること。

5.7. 進捗管理

工程および工数を明確にするためマスタスケジュール及び課題事項一覧を作成し、進捗管理を行うこと。

5.8. 品質管理

各工程の品質を確保する為、成果物に対するレビューを受託者内で実施すること。レビューは必要に応じて、北区の担当者も含めること。レビュー結果を定例ミーティング等で報告すること。

5.9. 支払

受注者は、契約履行後に速やかに費用の請求を行うものとし、北区は履行確認後、請求のあった日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

6. 管理責任者等の設定

受託者は、本業務を実施するにあたり、区の意図及び目的を十分に理解したうえで、経験のあるスタッフを定め、適切な人材を配置して、正確かつ迅速に本業務を実施するものとする。契約締結後、本業務に係る業務管理責任者、副責任者を選任し、北区に書面で報告すること。また、作業従事者との兼任は妨げないが、本業務に係る作業従事者を適切に配置すること。業務管理責任者、副責任者選定し、北区に書面で提出すること。本仕様に定めのない事項につき、区から指示を行う場合には、この管理責任者を通じて行うこととする。なお、作業従事者との兼任は妨げないが、本業務に係る作業従事者を適切に配置すること。

7. 品質管理責任

- (1)本契約の構築は、要件定義書、基本設計書及び詳細設計書等(以下、設計書という。)を実現することを原則とし、構築内容に設計書と相違が生じた場合には、北区の承認を得ること。
- (2)受託者は、本仕様書及び受託者が北区に提出した一切の成果物に不一致が生じた場合は、契約不適合責任が生じ、自らの責任及び負担においてこれを是正するものとする。また受託者が責任を負う期間は各システムの本稼働から1年とする。
- (3)本仕様書に基づく構築は、北区に必要な書類を提出し承認を得ること。また、履行途中に何らかの変更が生じた場合には、変更理由を速やかに提示して北区の承認を得ること。

(4)本仕様書に記載のない事項であっても、構築の進捗及び品質に係る事項については、北区と速やかにかつ積極的に調整を行うこと。

(5)受託者は、受託者の責に帰する事由により北区及び第三者に損害を与えた場合は、本契約の委託金額を上限として、自らの負担によりその損害を賠償しなければならない。

8. 留意事項等

8.1. 秘密保持

ア 受託者は、契約を履行する受託者の従業員、その他の者と東京都北区個人情報の保護に関する法律を遵守させるための秘密保持契約を締結する等必要な処置を講ずること。

イ 受託者の従業員、その他のものが北区の承認を得ることなく委託業務の内容を漏洩し、又は業務上知り得た個人情報を漏洩したことが明らかな場合は、受託者に対して損害賠償の請求を行うことができる。また、受託者は外部に流出した名簿等の媒体を回収しなくてはならない。

8.2. 知的財産権

ア 業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下併せて「発明等」という。)が北区又は受託者のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利含む。)ノウハウ等に関する権利(以下特許権その他の知的財産権、ノウハウ等を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を実施した者が属する当事者に帰属する。この場合、北区又は受託者は、当該発明等を実施した者との間で特許法第35条等に基づく特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。

イ 成果物のうち、北区と受託者が共同して(新規に)作成した部分に関する著作権は、北区と受託者の共有とし、受託者が従前より有しているパッケージシステム及びオプションの著作権については、受託者に留保される。なお、受託者は、共有部分に関し、北区の承諾および対価の支払いなく、共有部分に関する著作権を利用し、また、第三者に対し利用させることができるものとする。

ウ 北区及び受託者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとし、この場合、相手方と協議の上、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

エ システムに格納されるデータや業務を行う中で生成されたデータはすべて北区が所有権を有するものとする。

8.3. 特許権等の使用

受託者は、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているソフトウェア、ソフトウェア開発手法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

8.4. 第三者ソフトウェアの利用

ア ソフトウェア作成業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有するソフトウェア（以下「第三者ソフトウェア」という。）の利用が必要となるときは、受託者及び北区は、その取扱いについて協議し、受託者は当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

イ 前項にかかわらず、第三者ソフトウェアをめぐる紛争については、当該第三者ソフトウェアの利用に関する契約に基づき処理するものとし、北区は責任を負わないものとする。

8.5. 損害賠償

契約の履行にあたり事故等により北区に損害が生じた場合、又は契約の不完全履行、履行遅滞及び履行不能の事態に陥った場合には、受託者はその損害額を限度として損害賠償責任を負う。ただし、受託者の責に帰すことができない事由により生じた損害、受託者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、受託者は賠償の責任を負わないものとする。

9. 個人情報の取扱

個人情報の取扱は、個人情報を扱う業務が大部分を占めるため、構築・運用支援にあたっては北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項に基づきセキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

10. その他

(1)システム保守について以下のとおり行うこと

ア 本区は、別途、受託者にシステムの保守を委託するものとし、受託者は本区のために運用サポート業務に非専従的に従事し、システムの安定稼働を目指すものとする。

イ システム保守の主な内容は下記のとおりとする。

- ・システムの操作に関する問い合わせ対応及び指導を行うこと。
- ・システム障害等による各アプリケーションの再インストール作業及びバックアップデータからのデータ復旧作業について支援を行うこと。
- ・様式や表示項目の変更等のシステム改善及び制度改正に伴う変更に対応

すること。ただし、大幅な変更が必要であると合理的に判断される場合については、保守範囲に含めないものとする。

・各アプリケーションのレベルアップ(機能アップ、バグ対応、定義ファイルの更新等)を行うこと。

ウ 受託者は、ハードウェア及びソフトウェアにおける故障やエラー等障害発生時に迅速な対応を可能とするため、常に連絡の取れる連絡先を用意し、本区に示しておくものとする。

- (2) 受託者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (4) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行うこと。
- (7) 受託者が本業務を履行するに当たり、提供する成果品以外の資料のうち機密性があると指定したものについては、発注者は第三者への開示を行わない。ただし、あらかじめ受託者の同意を得た場合は、開示を行えるものとする。
- (8) 発注者は、受託者が本業務を履行するに当たり、受託者の作業実施状況、成果品の品質等が発注者の意向と大きく相違する場合は、受託者と協議の上、契約の見直しを行うことがある。
- (9) 本業務の履行中に損害、事故等が生じた場合は、発注者の責に帰する場合を除き、その全ての責任を受託者が負うものとし、これに関わる費用は全て受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が損害を被った者の責に帰すべき理由による場合においては、この者がこれを負担する。
- (10) 受託者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び業務執行上疑義が生じた場合等については、その都度協議するものとする。

12. 担当

北区健康部健康政策課公害保健係

電話 03-3908-9019

池田、中野